

京都市民総合体育大会総則

1 目的

広く京都市民がスポーツに参加できる機会を設けることにより、体力の向上と健康の保持増進を図るとともに、明るく豊かな市民生活に資することを目的とする。

2 主催

京都市、公益財団法人京都市スポーツ協会

3 後援

主管団体が任意で加えることができる。

4 主管

公益財団法人京都市スポーツ協会加盟の競技団体（以下「競技団体」という。）

5 実施競技

陸上競技、水泳、ソフトテニス、卓球、バレーボール、軟式野球、柔道、剣道、バドミントン、相撲、弓道、ソフトボール、テニス、なぎなた、ボウリング、自転車競技、ウエイトリフティング、空手道、アーチェリー、ゲートボール、ゴルフ、ホッケー、武術太極拳、ペタンク、ターゲット・バードゴルフ、合気道、オリエンテーリング、ダンススポーツ

6 期間

2024年4月1日から2025年3月31日まで

7 会場

原則として京都市内とし、競技団体が決定する。

8 参加資格

京都市民または京都市内在勤・在学者であること。

9 傷害保険

競技団体において傷害保険に加入すること。

10 大会役員構成

名誉会長	松井 孝治	京都市長
大会会長	松井 道宣	公益財団法人京都市スポーツ協会 会長
大会副会長	山本 ひとみ	京都市文化市民局長
	安道 光二	公益財団法人京都市スポーツ協会 副会長
	谷村 浩子	同
	藤井 透	同
参 与	梅澤 優司	京都市文化市民局スポーツ担当局長
	松浦 忠則	スポーツ活動・京都マラソン担当部長
	西本 昌弘	京都市文化市民局市民スポーツ振興室 スポーツ活動推進課長
	武田 淳	公益財団法人京都市スポーツ協会 専務理事
	富永 哲生	公益財団法人京都市スポーツ協会 スポーツプロモーション室 室長

競技役員 競技団体役員

11 その他

競技に関する実施要項は、前各項に準拠して競技団体が定めるものとする。